

令和 5 年 5 月 2 日

保護者 各位

北九州工業高等専門学校

校長 鶴見 智

令和 5 年 5 月 8 日以降の感染症対策について（お知らせ）

日ごろから本校の取組にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

令和 5 年 5 月 8 日（月）に、コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置づけが 5 類に変更されることに伴い、同日以降の諸対応について下記のとおりお知らせいたしますので、ご協力をお願いいたします。

なお、文部科学省、高等専門学校機構本部等から感染症対策の見直しについて通知があった場合は、本取り扱いの見直し等を行い、改めてお知らせいたします。

【欠席・遅刻報告について】

学生が事情により欠席・遅刻する場合は、保護者の方から次のアドレスにメールによりご連絡をお願いいたします。

欠席連絡用アドレス kesseki@kct.ac.jp

メール送信の際の件名と内容は次の事項をご記入ください。

件名 【欠席連絡】〇〇月〇〇日 〇年〇組（3 年生以上は「〇年〇〇コース」）

内容 「〇年〇組 〇〇〇〇（氏名）の保護者です。

本日、〇〇の理由により欠席（遅刻）しますので、よろしくをお願いいたします。」

※上記のアドレスにご連絡いただければ、クラス担任等への改めての電話連絡は不要です。

【マスク着用について】

5 月 8 日以降の学校でのマスク着用は学生個人の判断になります。学生寮についても同様です。

【コロナウイルス感染者及び濃厚接触者について】

令和 5 年 5 月 8 日（月）以降、コロナウイルス感染症の症状を発症した場合は、医療機関を受診し、その指示に従ってください。

・新型コロナウイルス感染症に感染したと判明した場合は、発症翌日から数えて5日間が経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまでの期間「出席停止」となります。また、発症から10日間は感染リスクが残るので、教室内ではマスクを着用してください。

・インフルエンザに感染したと判明した場合は、学校保健安全法の規定に従い「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」を出席停止期間とします（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません）。上記の場合、受診日及び結果判明までと療養期間中は欠席配慮と遠隔授業を行います。

なお、遠隔授業は、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザの受診日及び結果判明までと療養期間中にのみ行います。その他の欠席理由による遠隔授業は実施しません。遠隔授業を希望される場合は、前出の欠席連絡の「内容」に『遠隔授業を希望する』旨をお書き添えください。

欠席配慮の申請は、発症後最初の学生登校時に、学生課で「欠席・欠課・遅刻・早退届」を受領し、必要事項を記入の上、新型コロナウイルス感染症もしくはインフルエンザに罹患したことが分かる書類を添えて、担任の先生に確認を頂いたうえで、学生課教務係に提出するようご指導願います。

また、本校では、「感染者を含む二人以上の者が、①マスクを着用せず、②1メートル以内の距離で、③15分以上の会話または（感染防止対策用シールドのない）会食を行った」場合、感染症状のない当事者全員を濃厚接触者と定義しています。

令和5年5月8日（月）以降はこの定義の運用を停止します。これに伴い、**濃厚接触による欠席配慮は行わないこととなります**ので、ご注意ください。また、濃厚接触に関する本校への連絡は不要です。

【登校確認及び登校時の検温について】

本校では、学生の登校時に建物の入り口で学生証による登校確認と検温チェックを行っています。

令和5年5月8日（月）以降も学生証による登校確認を継続します。検温システムは稼働させていますが、登校時の検温は任意とすることとします。

本件に関する問い合わせ先

北九州工業高等専門学校 学生課教務係

〒802-0985 福岡県北九州市小倉南区志井5丁目20-1

電話 093-964-7232 FAX 093-964-7236

e-mail kesseki@kct.ac.jp